
2021年度 東京都 I 類B
専門記述
講評&解答例

LEC 東京リーガルマインド



0 001112 205277

KL20527

1. 憲法

問題

憲法改正の意義及び手続について述べた上で、憲法改正の限界について学説に言及して説明せよ。

論点

- 1 憲法改正の意義
- 2 憲法改正の手続
 - (1) 国会の発議
 - (2) 国民の承認
 - (3) 天皇の公布
- 3 憲法改正の限界
 - (1) 無限界説
 - (2) 限界説

解答例

- 1 憲法改正の意義

憲法改正とは、成文憲法の内容について、憲法所定の手続に従い、意識的な変更を加えることをいう。96条は、憲法改正に国民投票を要求し、改正権がその制憲権（憲法定制権力、前文1項）と同じく国民にあることを明確にし、国民主権の原理（前文、1条）を徹底させている。
- 2 憲法改正の手続

最高法規（98条1項）たる憲法には高度の安定性が求められるが、96条は改正手続の要件を厳格にすることでこれに込めている。

 - (1) 国会の発議（96条1項前段）

各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議して、国民に提案する。この場合、硬性憲法の建前からして、衆議院の優越は認められていない。
 - (2) 国民の承認（96条1項後段）

国会が提案した憲法改正案には、国民の承認を経なければならない。すなわち、特別の国民投票、または、国会の定める選挙の際に行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
 - (3) 天皇の公布（96条2項）

国民の承認を経たときは、天皇が、国民の名で、憲法と一体を成すものとして直ちに公布する。

3 憲法改正の限界

憲法改正に限界はあるか。日本国憲法に改正の限界を定める規定がないことから問題となる。

この問題に関して、憲法規範に価値の序列を認めず、超憲法的な根本規範の存在を否定し、いかなる内容にも改正できるとする説がある。しかし、この説に従うことはできない。

憲法改正は、憲法の上位規範である根本規範（自然権思想等）により限界づけられる。そして、国民の制憲権は憲法の外にあって憲法を作る力であり、日本国憲法はこの制憲権を憲法の中に取り込み改正権として制度化したのである。これら根本規範たる原理を憲法改正により否定することは自らのよって立つ基礎を破壊するものであり、論理的に不可能である。

よって、憲法改正には、一定の限界が存在し、個人の尊厳と、その論理的帰結である国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の3大原則の改正は許されない。(約800字)

以上

講評

難易度：B【標準】

本問では、憲法改正の意義、その手続、憲法改正の限界についての学説（無限界説、限界説）の説明が求められている。知識吐き出し型の問題であるが、どの論点も個別に述べるだけでなく、国民主権原理に貫かれた記述を意識したい。

憲法改正の意義については、①成文憲法の内容を意識的に変更（修正・削除・追加）すること、②憲法所定の手続に従うことが記述されていれば十分である。ここで、改正権が制憲権と同じく国民にあることを指摘できると好印象を得られると思われる。

憲法改正の手続については、96条の知識に尽きる。①国会の発議（憲法改正案を決定すること）には各議院の総議員の3分の2以上の賛成を必要とし、国民に提案して国民の承認が必要となること、②国民の承認には国民投票等により過半数の賛成を必要とすること、③国民の承認を経たときは、天皇が国民の名で直ちにこれを公布すること、といった流れを正確に記述できるかが鍵となる。

憲法改正の限界では、無限界説、限界説いずれの説に立ってもよいと思われるが、限界説に立つほうが書きやすいのではないだろうか。この場合、「学説に言及して」との条件が付されているので、各学説の意義を述べる必要がある。その際、他説を批判し自説を明確に示す姿勢が大切である。

なお、「21 専門記述対策講座 答練編」の第3回の憲法で、「憲法改正の限界の有無について論ぜよ。」という問題を出題しているので、同答練を受講していれば、十分な合格答案を書くことができただろう。

2. 行政法

問題

行政立法の意義を述べた上で、法規命令及び行政規則について、それぞれ説明せよ。

論点

- 1 行政立法の意義
- 2 法規命令の意義
 - (1) 委任命令
 - (2) 執行命令
- 3 行政規則の意義

解答例

- 1 行政立法の意義

行政権が法条の形式をもって、一般的、抽象的な法規を制定すること、または制定された法規そのものをいう。行政立法には、国民の権利義務とのかかわりの有無により、法規命令と行政規則に区別される。

- 2 法規命令の意義

法規命令とは、「法規」としての性質を有する行政立法をいう。ここに、「法規」とは、国民の権利を制限し、または、義務を課す内容の法規である。法規命令は、その内容により、委任命令と執行命令とに分類される。

委任命令とは、法律や上位の命令の委任に基づいて、国民の権利義務の内容を新たに設定する命令をいう（憲法73条6号但書参照）。委任命令は、国民の権利義務に影響を及ぼす法規であるため、行政機関が委任命令を制定するには法律の個別具体的な委任が必要とされ、行政機関による自由な規範の定立を認めるような、いわゆる白紙委任を行うことは許されない（委任する側の限界）。また、委任命令の制定権限の根拠はそれを委任した法律にあるから、行政機関は委任の範囲を逸脱した命令を制定することはできない（委任される側の限界）。そして、委任命令の根拠となる法律が廃止された場合には、特別の定めのない限り、その委任命令も全面的に失効すると解されている。

執行命令とは、法律や上位の命令の規定を実施するために必要な手続や形式を定めた命令をいう。執行命令は、委任命令と異なり、国民の権利義務を新たに設定するものではないため、これを定めるのに法律による個別具体的な委任は必要でなく、概括的な委任で足りると解されている。

3 行政規則の意義

行政規則とは、行政組織のあり方や事務処理手続に関する行政組織の内部規範をいう。行政法学上は、訓令、通達などがある。行政規則は、「法規」たる性質を有しないので、直接国民や裁判所を法的に拘束せず、行政組織内部でのみ拘束力を有する。ゆえに、行政規則の制定には法律の根拠は不要である。(約800字)

以上

講評

難易度：B【標準】

行政立法の意義、法規命令（委任命令・執行命令）、行政規則それぞれの意義、特徴を順に述べるだけで合格点がつく典型的な知識吐き出し型の問題である。大切な視点は、行政立法は法律の下位規範であるから、常に法律の存在を意識した答案を心がけることである。

行政立法の意義については、ひとえに立法である以上、その「一般性・抽象性」を述べることが必須である。行政立法の必要性和許容性という現代的意義に言及していると加点事由となる。

法規命令については、「法規」たる性質を有すること、「法規」とは何かを正しく伝えることがポイントとなる。委任命令では、①国民の権利義務の内容を新たに設定するという点と、②制定には法律の個別具体的な委任が必要であるという点が、執行命令との最たる違いであることを明確に示すことができるかが勝負の分水嶺となろう。解答例では述べられていないが、委任命令による罰則制定の可否、再委任の可否に言及していると加点事由となる。

行政規則については、「法規」たる性質を有しないことと、法律の委任を要しない点を述べるのがポイントとなる。通達を機縁として行われた課税処分について「パチンコ球遊器事件」に言及していると加点事由となる。

3. 民法

問題

連帯債権について説明せよ。

論点

- 1 連帯債権の意義
- 2 連帯債権の効力
 - (1) 対外的効力
 - (2) 影響関係
 - (3) 内部関係

解答例

- 1 連帯債権の意義

連帯債権とは、複数の債権者が、それぞれ債務者に対して全部または一部の履行を請求することができ、1人の債権者が履行を受ければ、すべての債権者について債権が消滅するという債権である。連帯債権は、債権の目的が性質上可分である場合において、法令の規定または当事者の意思表示によって成立する。連帯債権の例としては、共有物を賃貸した場合の賃料債権がある。

- 2 連帯債権の効力

- (1) 対外的効力

各債権者は、すべての債権者のために、債務者に対し全部または一部の履行を請求することができ、債務者は、すべての債権者のために、各債権者に対して履行をすることができる。

- (2) 影響関係

ア 連帯債権者の1人について生じた事由は、原則として、他の連帯債権者に対してその効力を生じない（相対的効力の原則）。

イ ただし、連帯債権者の1人と債務者が別段の意思表示したときは、その意思に従うほか、以下のような絶対的効力事由がある。

- ① 連帯債権者の1人が履行を請求すると、他の連帯債権者も履行を請求したことになる。
- ② 債務者が連帯債権者の1人に履行すると、履行された範囲で全債権者について債権が消滅する。
- ③ 連帯債権者の1人と債務者との間に更改または免除があったときは、その連帯債権者がそ

の権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分について、他の連帯債権者は履行を請求できない。

④ 債務者が連帯債権者の1人に対し債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しても効力が生じる。

⑤ 連帯債権者の1人と債務者との間に混同があったときは、債務者は弁済したものとみなされる。

(3) 内部関係

連帯債権の内部関係については、民法に規定がないが、債務者から履行を受けた連帯債権者は、他の連帯債権者に対し、内部関係の割合（特別の事情のない限り、平等と推定される）に応じて、受領した給付を分与すべきである。（約790字）

以上

講評

難易度：C [難問]

過去の本試験の出題傾向から、昨年度は民法総則からの出題が予想されたが、予想外の物権からの出題となった。そのため、今年度こそ民法総則からの出題が予想されたが、やはり予想外の債権総論からの出題となった。しかも、2017年民法改正により新設された「連帯債権」を説明させる問題であったため、ほとんどの受験生が事前に準備していなかった問題であると思われる。

説明すべき項目としては、他の多数当事者の債権・債務（分割債権・債務、不可分債権・債務、連帯債務、保証債務）と同様、連帯債権の意義、連帯債権の効力（対外的効力、影響関係、内部関係）が挙げられる。このうち、意義・対外的効力・内部関係は、連帯債務（民法436条・442条参照）とほぼ同様である。これに対して、影響関係は、連帯債務（民法438条～441条参照）と異なることに注意が必要である。具体的には、連帯債権の場合、履行の請求・履行（民法432条）、更改・免除（民法433条）、相殺（民法434条）、混同（民法435条）が絶対的効力事由であり、その他が相対的効力事由となる（民法435条の2）。

なお、学説上、連帯債権の例としては、解答例で挙げたもの以外に、復代理人に対する本人と代理人の権利（民法106条2項参照）、適法な転借人に対する貸貸人と転貸人の権利（民法613条1項参照）、債権の二重譲渡で対抗要件の確定日付ある通知が債務者に同時に到達した場合における各譲受人の権利などが挙げられている。

4. 経済学

問題

ソローの成長モデルを用いて閉鎖経済における資本蓄積のメカニズムを説明し、貯蓄率の上昇が与える影響について述べよ。ただし、人口増加と技術進歩はゼロとする。

論点

- 1 ソローの成長モデルにおける資本蓄積のメカニズム
- 2 貯蓄率の上昇が与える影響

解答例

ソローの成長モデルでは、労働と資本が代替的な生産関数の仮定により企業が資本設備の最適利用を維持しようとする結果、経済成長率 G は保証成長率 G_w および自然成長率 G_N に等しくなるとする。ソローモデルでは、生産関数 $Y = F(K, L)$ 、(Y : 生産, K : 資本, L : 労働) は一次同次を仮定

し、 K と L を $\frac{1}{L}$ 倍すると Y も $\frac{1}{L}$ 倍となる。つまり、 $\frac{Y}{L} = F\left(\frac{K}{L}, \frac{L}{L}\right)$ となる。これを

$$y = f(k) \dots\dots \textcircled{1}, \quad \left(y = \frac{Y}{L}, k = \frac{K}{L}\right)$$

と表し、 $f'(k) > 0$, $f''(k) < 0$ が仮定される。保証成長率 G_w は、 K の成長率であり、

$$G_w = \frac{\Delta K}{K} = \frac{I - \delta K}{K} = \frac{sY}{K} - \delta = \frac{sY/L}{K/L} - \delta = \frac{sy}{k} - \delta = \frac{sf(k)}{k} - \delta \dots\dots \textcircled{2}$$

(s : 貯蓄率, I : 投資, δ : 資本減耗率)

となる。自然成長率 G_N は人口増加率と技術進歩率の合計である。本問では、これらはゼロであることから $G_N = 0$ である。ソローの成長論では価格調整による資本装備率 k の変動により、保証成長率

G_w と自然成長率 G_N が長期的には等しくなる。資本装備率 k の変化率は、 $\frac{\Delta k}{k} = G_w - G_N$ で与えら

れ、これに②と $G_N = 0$ を代入すると、 $\Delta k = sf(k) - \delta k$ をえる。この式をソローの基本方程式

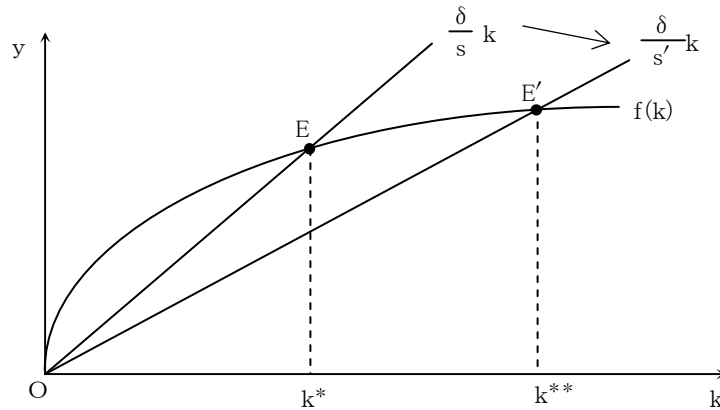
という。図より k が k^* よりも低い場合は $f(k) > \frac{\delta}{s}k$ より k は上昇していく。逆に k が k^* よりも

高い場合は $f(k) < \frac{\delta}{s}k$ より k は低下していく。以上より、資本装備率 k は必ず k^* に調整される。

資本装備率 k が高まると1人当たり国民所得 y が増加するが、これは必ずしも望ましいわけではない。

過度の資本蓄積は、消費を減少させるからである。貯蓄と消費の関係から、最適な k の水準は、1人当たり消費が最大となるとき水準とされ、これを資本蓄積の黄金律という。

貯蓄率が s から s' へ上昇すると、貯蓄が増加し、設備投資が促進されるため、資本の深化が生じ、新たな定常状態では資本装備率が k^* から k^{**} へ増加する。ただし、貯蓄率の上昇は一時的に経済成長率を高めるものの、自然成長率 G_N が一定である限り、定常状態での経済成長率が高まることはない。



(約830字)

以上

講評

難易度：B [標準]

今年はマクロ分野であった。平成22年度に「新古典派経済成長モデル」について出題されていたので、準備はできていたであろう。ソローの基本方程式を導出して、図示しながら説明できれば何とか合格答案をまとめられたであろう。

5. 財政学

問題

政府間財政移転について、公平性、効率性の観点から機能及び課題に言及して説明せよ。

論点

- 1 政府間財政移転の定義と補助金
- 2 公平性と効率性の観点
- 3 機能と課題

解答例

政府間財政移転、つまり、国から地方への財政上の移転支出は一般に補助金と呼ばれる。補助金は経済効果の差によって、一般補助金と特定補助金に大別される。一般補助金は補助金を受け取った地方が用途を特定されず自由に使用できる補助金、特定補助金は補助対象の用途が特定されている補助金である。わが国の制度では、地方交付税が一般補助金、国庫支出金が特定補助金である。

国から地方への財政移転の第一の目的は、所得再分配機能である。つまり、地域間の財源均衡化である。地方自治体間の税源の偏在を是正し、財政力の格差を調整し財政的な公平性を確保する必要がある。一般補助金である地方交付税は、財政力の弱い自治体であってもナショナルミニマムとしての行政サービスを実施できるように財源を保障する役割もある。また、地方交付税は、国庫支出金のような特定補助金に比べ、代替効果を生じさせることなしに地域住民の社会厚生を高めることができるという長所を持つ。しかし、一般定額補助金を与えた場合に、用途が決まっていないはずの補助金であっても過度に地方公共財へ支出することになるフライオーバー効果を生じさせるという課題がある。

第二は、資源配分機能である。オーツの地方分権化定理によれば、地方公共財は地域ごとに供給される方が効率的であるとされている。ただし、地方公共財のスピルオーバー効果が生じるときには、地方公共財の供給のための費用負担をしていない他地域の住民にも便益が及ぶため、各自治体はその地域の選好に合わせて決定する地方公共財の水準には、他地域の住民に対する便益が反映されず、つまり、社会的な便益を過少に評価することとなり、その地方公共財が過少供給となって効率性を損なう。そこで、他地域住民に対する限界便益を反映した地方公共財の供給量となるように、定率の特定補助金を財政移転することで地方公共財の限界費用を低下させ、最適な供給水準に誘導していく必要がある。課題としては、同額の補助金であっても代替効果が生じるために、同額の一般定額補助金より地域住民の社会厚生を十分高めることができないことが挙げられる。

(約880字)以上

講 評

難易度：B [標準]

本年度は地方財政分野からの出題であった。過去に「地方交付税制度」については平成 21 年，平成 16 年に繰り返し出題されている。本年度の政府間財政移転とは，国から地方への財政上の移転支出のことであり，一般的な補助金のテーマだと理解できたかが鍵であろう。「地方交付税」と「国庫支出金」のキーワードについて補助金の性質により場合分けをし，学説について理論的に説明をしていけばよい問題であった。

6. 政治学

問題

マス・コミュニケーションの効果に関するクラッパの学説を述べた上で、マコームズとショー、ノエル＝ノイマン、ガーブナーが提唱した学説について、それぞれ説明せよ。

論点

- 1 クラッパの限定効果説
- 2 マコームズとショーの議題設定機能仮説
- 3 ノエル＝ノイマンの沈黙の螺旋
- 4 ガーブナーの培養理論

解答例

クラッパはマス・メディアの効果が限界づけられていると主張した。そして、マス・メディアの効果として最もよくみられるのは「補強」であり、「改変」にまで至るケースは少ないと結論づけた。また彼は、「マス・メディアは、媒介的諸要因と諸力の連鎖の中で、その連鎖を通して作用する」と主張した。この命題は「クラッパの一般化」とよばれるようになり、マス・メディアの限定効果説を定式化したものとして、しばしばその他の論者によって引用されるようになった。

しかしながら、1960年代半ば以降、テレビの急速な普及によって、マス・メディアの効果についての理論がテレビを中心に再構成されるべきであることが求められるようになった。これが、いわゆる新強力効果説であり、代表的論者として、マコームズとショー、ノエル＝ノイマン、ガーブナーらがいる。

マコームズとショーは、マス・メディアが特定の情報を強調して提示していることに着目した。彼らは、アメリカの大統領選挙期間中にマス・メディアが強調した争点のほうが、政党や候補者が自ら提示する争点よりも、有権者が話題にする争点との相関関係が高いことを検証し、これをマス・メディアの「議題設定機能」とよんだ。

また、ノエル＝ノイマンによれば、マス・メディアの強調する意見は、多数意見だと受け止められる傾向があるため、自らを多数意見と感ずる者は勢いを増す一方、自らを少数意見と感ずる者は、人前では沈黙を保とうとする。このような過程を経て、沈黙する者の数が螺旋的に拡大・増加する現象を彼女は「沈黙の螺旋」とよんだ。

マコームズとショーらがマス・メディアの短期的な影響を議論したのに対し、ガーブナーはテレビの長期的な影響に着目し、「培養理論」を提唱した。それによれば、テレビによる情報は、現実の反映

というよりも虚偽意識の反復であり、その結果、社会の様々な矛盾や変動を覆い隠し、既成の社会秩序を維持し補強する機能をもつとされる。

(約800字)

以上

講評

難易度：B [標準]

マス・コミュニケーションに関する問題が2005(平成17)年以来、じつに16年ぶりに出題された。本問では、クラッパーの限定効果説とその他の学説(新強力効果説)との関連性を示すことが重要である。クラッパーの限定効果説については、やや説明するのが難しく感じた受験生が多かったと思われるが、新強力効果説については、Kマスターのテキストを丁寧に読み込んでおけば、比較的書きやすかったのではなかろうか。

7. 行政学

問題

日本における内閣機能の強化を図った中央省庁再編について、その背景及び内容を述べよ。

論点

- 1 内閣運営の3原則と中央省庁再編の背景
- 2 中央省庁再編の内容—内閣機能の強化—

解答例

- 1 行政権を有する内閣は、3つの原則の下で運営されている。3つの原則とは、①内閣の職権に属する事項は閣議に諮らなければならないという「合議制の原則」、②府省の所掌事務はその主任の大臣が分担管理するという「分担管理の原則」、③内閣総理大臣が行政各部の指揮監督権を有する内閣の首長であるという「首相指導の原則」である。内閣総理大臣の行政各部の指揮監督権は憲法72条では制約がないようにみえるが、内閣法6条で閣議にかけて決定した方針に基づくとされていることから「合議制の原則」の制約を受けており、この場合を除いては、内閣総理大臣が主任の大臣を個別に指揮監督はできない。

しかし、21世紀を間近にひかえ、行政課題が複雑多様化する中で行政各部の調整の必要性が高まり、環境の変化に対し機動的に意思決定できる体制づくりが求められ、2001年の中央省庁再編により、主として「首相主導の原則」に焦点を当てた、内閣の機能強化が図られた。

- 2 具体的には、内閣総理大臣に、閣議において内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議する「発議権」が内閣法上付与されたことで、内閣総理大臣がリーダーシップを発揮しやすくなった。この発議権の対象は、①対外政策・安全保障の基本、②行財政運営の基本、③経済全般の運営および予算編成の基本方針、④行政機関の組織及び人事の基本方針とされる。また、内閣官房に内閣の重要政策の基本的な方針の企画立案権と、行政各部の施策を統一するための総合調整権が付与され、内閣官房は内閣及び内閣総理大臣を直接補佐・支援する強力な機関と位置づけられた。2001年に新設された内閣府は内閣総理大臣を長とする機関として、内閣官房の総合戦略機能を助け、横断的な企画・調整機能を担う内閣の補佐機構という性格をもつことになったため、内閣官房・内閣府が各省より一段高い立場から政策調整を推進していくことになったのである。

(約780字)

以上

講 評

難易度：C [難問]

都庁の過去問で戦前・戦後での内閣制度の相違に関する出題があったため、専門記述マスター行政学では、中央省庁再編時の内閣の機能強化にも触れていた。しかしながら、今回の出題は正面から省庁再編を問うもので、想定を超えるものであった。特に、首相の発議権の対象や内閣官房・内閣府の総合調整機能に言及するのは相当に難しいだろう。

8. 社会学

問題

ブルデューの文化再生産論について述べよ。

論点

- 1 文化的再生産
- 2 ハビトゥス
- 3 プラティーク
- 4 文化資本

解答例

P. ブルデューは、社会構造と行動（実践）とを媒介するハビトゥスの概念を用いて、構造をダイナミックな動きの中におこうとする「再生産」の視点を現代社会の分析にも適応し、著書『ディスタクシオン』において「文化的再生産の理論」を展開した。

ヨーロッパではそれぞれの階級ごとに生活様式や趣味が異なる。ブルデューはこのように人々が無意識のうちに作り上げている生活様式や趣味のあり方を「身体に刻まれた性向の体系」とし、これをラテン語で“慣習”を意味する「ハビトゥス」と命名した。我々は日常の中であるものを美しいと感じたり、ある行為を正しいと何気なく判断したりするが、ブルデューは、それらがハビトゥスによりもたらされたものであるとした。ブルデューはまた、こうしたハビトゥスによって生み出される日常の無意識のうちの慣習行動を「プラティーク」とよんだ。

ブルデューは、学校において教えられる文化、知識とは、社会において再生産するに値するとみなされた文化、知識であり、それは支配階級の文化であるとする。このような文化を身につけていることは学校における選抜制度を勝ち抜いていくうえでの財産となる。ブルデューはこのような意味で社会的な財産となる文化を「文化資本」とよんだ。したがって、文化資本を多く持つ階級の子弟は選抜制度において有利であり、こうした文化に普段から親しんでいる子どもは自然とそのような文化を受け入れ（ハビトゥスの形成）、学校の選抜制度において勝者となり、後に社会の支配的な地位に就いていくことになる。

また、社会的再生産が文化的再生産を通じて行われるということは、非特権層の子弟が、高等教育の入学選抜以前に大学進学を考えられないものとして自発的に退却することや、高等教育機関への進学に関して、自らの階級文化と親和性のある専攻＝威信や将来の報酬の低い領域（実学）に自らを

自発的追放してしまうことを同時に生じさせる。

このように文化的再生産を通じて、文化資本を多く持つ支配階級とそれを持たない被支配階級が継続して生み出される。ブルデューは、社会においては、文化的再生産を通じて社会的再生産（階級関係の再生産）が行われるとした。

(約900字)

以上

講評

難易度：A [易問]

P. ブルデューは、現代社会学における巨人であり、文化的再生産理論は彼のもっとも重要な学説である。そしてこの理論は、現代の階級格差の拡大と、将来世代にわたるその固定化を的確に論じているという点で、現代日本の格差社会について重要な示唆を与えており、上述のような諸理由から、各試験種の択一問題でも頻出である。LECでも2017年の答練で、同じ題材ですでに出題している。よって、本試験記述での出題は予想できたし、また択一での出題の対策として、この学説について十分な知識を学習してきたはずであるので、この問題は解きやすかったはずである。現代の日本社会に当てはめやすいという点においても、具体的に理解できる、書き易い設題であったといえる。

9. 会計学

問題

資産会計のうち、繰延資産について、その意義と範囲及び内容についてそれぞれ説明せよ。

論点

- 1 繰延資産の意義
- 2 範囲
- 3 内容

解答例

繰延資産とは、将来の期間に影響する特定の費用をその支出の効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表に資産として計上したものをいう。

ここで、将来の期間に影響する特定の費用とは、すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。

現行制度上、繰延資産として計上しうる項目には、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費等の5つがある。

創立費とは、会社の負担に帰すべき設立費用をいい、定款及び諸規則作成のための費用、株式募集その他のための広告費などがこれに該当する。この創立費は、会社の成立のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却する。開業費とは、会社成立後、営業開始までに支出した開業準備のための費用をいい、土地・建物等の賃借料、広告宣伝費等の費用などがこれに該当する。

この開業費は、開業のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却する。開発費とは、新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓等のために支出した費用、生産能率の向上又は生産計画の変更等により、設備の大規模な配置換えを行った場合等の費用をいい、支出のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により償却する。

株式交付費とは、新株の発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用をいい、変更登記のための登録免許税、株式募集のための広告費、証券会社の取扱手数料、目論見書・株券等の印刷費などがこれに該当する。この株式交付費は、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却する。社債発行費等は社債発行費と新株予約権の発行費から構成される。社債発行費とは、社債発行等のために直接支出した費用をいい、募集広告費、社債登記の登録免許税等がこれ

に該当する。この社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却をしなければならないが、継続適用を条件として、定額法を採用することもできる。また、新株予約権の発行費については、新株予約権の発行のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却する。

(約950字)

以上

講評

難易度：B〔標準〕

本問は、繰延資産に関する内容となっている。繰延資産の意義や範囲（5つの項目）の指摘については、基本的な内容であり、解答できなければならないが、各繰延資産の内容については、細かい知識が必要とされ、応用レベルの内容となっている。

《文献ガイド》

『財務会計講義 第22版』 桜井久勝著 中央経済社

10. 経営学

問題

ポーターの競争戦略論について説明した上で、競争優位の源泉の考え方について述べよ。

論点

- 1 低コスト戦略, 差別化戦略, 集中戦略 (ニッチ戦略・焦点絞り込み戦略)
- 2 ファイブフォース・モデル
- 3 ポーターの競争戦略の特色

解答例

ポーターは、競争戦略として、以下の3つを挙げた。

まず、低コスト戦略である。これは、規模の経済、経験曲線効果などで低コストや高収益を実現する戦略である。他社よりも低コストで生産し低価格で販売することによって競争優位を実現するのである。しかし、低コスト戦略を採るためには、巨額な設備投資が必要となる。そのため、生産当初は赤字を覚悟する必要がある。さらに、あまりにも激しい価格競争を行ってしまうと、赤字になってしまうこともある。次に、差別化戦略である。これは、製品の性能、機能、デザイン、サービス等の独自性によって競争優位に立つ戦略である。他社との差別化に成功すれば、少々値段が高くても固定客を確保することができ、価格競争を避けることができる。最後に、集中戦略である。これは、業界内の少数セグメントに絞り込み、そのセグメントで他社の排除を狙う戦略である。一般には、経営資源が少ない企業に適している。上記の3つ基本戦略のうち、低コスト戦略と差別化戦略は、トレード・オフの関係(同時に採用できない関係)になる。両者を同時に実現しようとするどちらも中途半端になってしまうのである。

さらに、ポーターは企業の収益性は、以下の「5つの脅威」が弱いほど高くなるとした。これをファイブフォース・モデルといい、①既存業者の敵対度、②売り手の交渉力、③買い手の交渉力、④代替品・サービスの脅威、⑤新規参入の脅威の5つがある。

この5つは、全て市場環境や競争企業の行動など、自社の外部環境に関するものである。ポーターの競争戦略論の特色は、5つの脅威をもたらす外部環境を分析して、市場における自社のポジションを有利にすることが競争優位をもたらすとしている点にある。

(約716字)

以上

講 評

難易度：B [標準]

本問は、ポーターの競争戦略やファイブフォース・モデルに関するものであり、内容自体は、標準的なものである。ただし、ファイブフォース・モデルについて、すべてを詳しく説明しようとするとなんかの分量になってしまうので、どこまで記述すればよいのか判断が難しい。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

KL20527